

令和 7 年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 8 年 1 月 2 7 日
 担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名														
国民健康保険税における子ども・子育て支援金の賦課・徴収について														
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）														
<p>【背景】 令和 6 年 6 月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、少子化対策を本格化するための「こども・子育て支援加速化プラン」に必要となる財源として、令和 8 年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から「子ども・子育て支援金」を徴収し、保険者は支援納付金として国に納付する義務を負うことが定められた。</p> <p>【目的】 令和 8 年度分の国民健康保険税より、医療の給付に充てる医療分等と合わせて、新たに子ども・子育て支援納付金分の賦課・徴収を行うもの。</p>														
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性														
<p>【根拠法令】 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号） 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号） 石巻市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 5 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>														
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）														
令和 6 年	6 月	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布（令和 8 年 4 月 1 日施行） ※地方税法の一部改正を含む												
令和 8 年	1 月	宮城県において国保事業費納付金本算定 国民健康保険税条例参考例の送付 第 2 回石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会 石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会から国民健康保険税における子ども・子育て支援金の賦課・徴収について答申												
⑤ 主な内容														
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の令和 8 年度課税分から「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」に加え、新たに「子ども・子育て支援納付金分」の賦課・徴収を開始する。 ・子ども・子育て支援納付金課税額は、「所得割」「均等割」「平等割」「1 8 歳以上均等割」の合算額とする。なお、1 8 歳未満のこどもの分の均等割は全額軽減される。 ・現行制度と同様に、低所得者に対する応益分（均等割、平等割）の所得階層別の軽減措置や賦課限度額を設ける措置などが講じられる。 ・税率については、令和 8 年 1 月に示された国保事業費納付金及び標準保険税率を基に決定する。 <p>《令和 8 年度の子ども・子育て支援納付金分の保険税率》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>18 歳以上 均等割</th> <th>賦課 限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.24%</td> <td>1,100 円</td> <td>900 円</td> <td>100 円</td> <td>3 万円</td> </tr> </tbody> </table>					所得割	均等割	平等割	18 歳以上 均等割	賦課 限度額	0.24%	1,100 円	900 円	100 円	3 万円
所得割	均等割	平等割	18 歳以上 均等割	賦課 限度額										
0.24%	1,100 円	900 円	100 円	3 万円										

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 法令に基づいた適正な課税が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 被保険者から徴収した保険料をそのまま県に納付するため、市財政への負担はない。</p> <p>※参考 令和8年度国保事業費納付金（子ども・子育て支援金分） 79,354,078円</p> <p>なお、国保事業費納付金は令和10年度まで段階的に増額されることから、令和9年度及び令和10年度においても子ども・子育て支援納付金分の税率改定が必要となる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他市町村においても同様の改正を行う。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p> <p>子ども・子育て支援金に対応する国保システムの改修が令和8年4月になることから、課税開始は7月の確定賦課からとなる見込み。</p>